

福岡市個人情報保護条例に基づき実施機関が行う処分に係る審査基準

第1 福岡市個人情報保護条例第24条の規定に基づく開示決定等

【標準処理期間】

開示請求があった日の翌日から起算して7日以内（ただし、本市の休日は算入しない。）

※ 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日の翌日から起算して20日を限度として延長することができる。また、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、又は当該保有個人情報の特定に特に長期間を要するため、20日以内の期間内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。

【審査基準】

1 保有個人情報該当性について

開示請求の対象は、自己を本人とする保有個人情報及び保有特定個人情報である。

福岡市個人情報保護条例第2条

- (3) 保有個人情報 実施機関の職員（地方独立行政法人福岡市立病院機構、福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社にあつては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (9) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (10) 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- (11) 保有特定個人情報 保有個人情報のうち特定個人情報であるものをいう。

- (1) 「実施機関」とは、市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方独立行政法人福岡市立病院機構、福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社をいう。

- (2) 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。
- (3) 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。
- (4) 「実施機関が保有している」とは、当該個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。

2 非開示情報該当性について

開示請求に係る保有個人情報に以下のⅠ～Ⅶのいずれかが含まれている場合を除き、原則開示とする（第20条関係）。ただし、保有個人情報にⅠ～Ⅶの非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示とする（第21条関係）。

Ⅰ 開示請求者（本人）の個人情報（第20条第1号関係）

福岡市個人情報保護条例第20条第1号

開示請求者（第18条第2項又は第3項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第29条第1項において同じ。）の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

- (1) 「開示請求者の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」とは、たとえば、カルテの開示の場合、一般的には医師が本人に対し相当程度の病状等を説明する責務があると考えられ開示することが妥当であろうが、不治の病気に関する情報の場合、患者の精神状態、病状の進行具合等から、開示することが病状の悪化をもたらすことが予見される場合等が考えられる。

Ⅱ 第三者の個人情報（第20条第2号関係）

福岡市個人情報保護条例第20条第2号

開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 当該個人が、開示することについて同意していると認められる情報
- ウ 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、開示することが必

要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（福岡市情報公開条例第7条第1号ウに規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の職及び氏名に係る部分を開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）

- (1) 「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報の全般を意味する。個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。また、死亡した個人に関する情報も含まれる。
- (2) 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む」とは、この条例の対象とする個人情報とは、当該情報そのものから本人が特定されるものであることが原則であるが、当該情報のみでは個人が特定できない場合であっても、他の情報と照合することにより個人を特定することができる場合も対象とする趣旨である。照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手し得る情報が含まれる。
- (3) 「法令等の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること、又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれ、開示請求者がこの特定の範囲に含まれるのであれば該当する。
- (4) 「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的事例に止まる限り、「慣行として」には当たらない。
- (5) 「知ることが予定されている情報」とは、実際には知らされていないが、将来的に知られることが予定されている場合である。「予定」とは、将来知られることが具体的に決定されている場合のみならず、当該情報の性質、利用目的等に照らして当然知られることが予想できる場合を含む。
- (6) 「同意していると認められる」かどうかは、当該第三者から文書又は口頭により明示の意思表示がある場合のほか、保有個人情報の作成又は取得の状況、その性格や利用目的等からみて、合理的に第三者の同意があるとみなし得る場合を含む。
- (7) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の職、氏名、対応内容等に関する情報等がこれに含まれる。人事管理上の処分など、公務員等の身分取扱い上の処遇に関する情報等については、職務の遂行に関連するものではあっても、個人としての名誉、資質等に関わる当該公務員等の固有の情報であって、職務の遂行の内容そのものに関する情報ではない。

Ⅲ 法人等に関する情報（第20条第3号関係）

福岡市個人情報保護条例第20条第3号

法人その他の団体（市及び国等を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (1) 「法人その他の団体」とは、会社、公益法人等の法人のみならず自治会、商店会、消費者団体、PTA等の法人ではないが団体としての規約及び一定の組織を有し、かつ、代表者が定められているもの（団体としての実態を備えたもの）を含む。
- (2) 「事業を営む個人」とは、農業、林業、製造業、商業、サービス業、福祉事業、ボランティアなど、営利、非営利を問わずあらゆる事業を営む個人をいう。「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業用資産、事業所得など事業活動に関する一切の情報をいう。
- (3) 「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」とは、例えば、公害、薬害、食品による危害等に係る情報で、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止し、発生している危害を排除し、若しくは拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために開示することが必要と認められるもの等をいう。
- (4) 「法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。
 - ① 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動を明らかに害すると認められるもの
 - ② 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であつて、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動を明らかに害すると認められるもの
 - ③ その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等を明らかに害すると認められる情報
- (5) 「実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたもの」とは、実施機関が第三者に情報の提供を要請し、第三者が公にしないと条件でこれに応じて任意に提供した情報をいう。法人等又は事業を営む個人が自発的に情報を提供した場合や実施機関において当該情報の提供を求める法的権限があるにもかかわらず、行政指導により情報を提供させた場合は該当しない。
- (6) 「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているもの」とは、当該

法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の慣行に照らして、公にしないことに合理的な理由があるものをいう。

IV 市民生活の安全等に関する情報（第20条第4号関係）

福岡市個人情報保護条例第20条第4号

開示することにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (1) 「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護に支障を及ぼす」とは、公にすることにより、特定の個人の行動予定や住居の間取り等が分かり、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがある場合や、違法行為、不正行為などの通報者、告発者が特定され、これらの人が危害を加えられるおそれがある場合等をいう。
- (2) 「犯罪の予防に支障を及ぼす」とは、公にすることにより、犯罪等を防止するための行為が、その目的を達成できなくなる場合や、犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となる場合等をいう。
- (3) 「犯罪の捜査に支障を及ぼす」とは、市には犯罪捜査権はないが、捜査機関からの照会等に際して作成し、又は取得した情報を保有しており、これらの情報を公にすることにより、捜査の遂行が困難となる場合等をいう。
- (4) 「その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」とは、公にすることにより、市民生活の安全に対する障害が発生し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠き、又は社会的差別を助長するような結果が発生するおそれのある情報をいう。

V 審議、検討等に関する情報（第20条第5号関係）

福岡市個人情報保護条例第20条第5号

市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (1) 「市の機関」とは、執行機関及びその補助機関又は附属機関、議決機関その他の本市のすべての機関をいう。
- (2) 「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が看過し得ない程度のものである場合をいう。

VI 行政運営情報（第20条第6号関係）

福岡市個人情報保護条例第20条第6号

市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ

(1) 「市の機関又は国等が行う事務又は事業」とは、本号のアからエまでにおいて例示された事務事業のほか、市の機関又は国等が単独又は共同で行う一切の事務事業をいう。

(2) 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務事業の性質に照らして保護する必要がある場合のみ非開示とすることができる趣旨である。また、「当該事務又は事業」には、同種の事務事業が反復される場合の将来の事務事業も含まれる。

(3) 「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものをいう。

Ⅶ 法令秘情報（第20条第7号関係）

福岡市個人情報保護条例第20条第7号

法令等若しくは福岡市議会会議規則（昭和33年福岡市議会規則第1号）の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、開示することができないと認められる情報

(1) 「実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示」とは、法定受託事務の処理に関する地方自治法第245条の7の規定による指示など、法律又はこれに基づく政令に根拠を有し、実施機関を法的に拘束するものをいう。

(2) 「開示することができないと認められる」とは、法令等の規定が公にすることを明らかに禁止している場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から当然に公にすることができないと認められる場合をいう。

3 保有個人情報の存否に関する情報について

開示請求の対象が条例第23条に該当する場合は、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる。

福岡市個人情報保護条例第23条第1項

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第2 福岡市個人情報保護条例第36条の規定に基づく訂正決定等

【標準処理期間】

訂正請求があった日の翌日から起算して20日以内（ただし、本市の休日は算入しない。）

※ 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、訂正請求があった日の翌日から起算して40日を限度として延長することができる。また、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。

【審査基準】

1 保有個人情報該当性について

訂正請求の対象は、自己を本人とする保有個人情報及び保有特定個人情報である。

福岡市個人情報保護条例第2条

(3) 保有個人情報 実施機関の職員（地方独立行政法人福岡市立病院機構、福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(9) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(10) 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(11) 保有特定個人情報 保有個人情報のうち特定個人情報であるものをいう。

(1) 「実施機関」とは、市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、

農業委員会，固定資産評価審査委員会，公営企業管理者及び消防長並びに地方独立行政法人福岡市立病院機構，福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社をいう。

- (2) 「職務上作成し，又は取得した」とは，実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で，すなわち公的立場において作成し，又は取得したことをいう。
- (3) 「組織的に利用する」とは，作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく，組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。
- (4) 「実施機関が保有している」とは，当該個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用，提供，廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。

2 訂正をする場合

訂正請求に理由があると認めるときは，利用目的の達成に必要な範囲内で，訂正をする。

福岡市個人情報保護条例第35条

実施機関は，訂正請求があった場合において，当該訂正請求に理由があると認めるときは，当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で，当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

- (1) 「訂正請求に理由がある」とは，実施機関による調査の結果，請求どおりに保有個人情報の内容が事実でないことが判明したときをいう。
なお，訂正は，保有個人情報の「内容が事実でない」場合に行われるものであり，訂正請求の対象は客観的な「事実」であって，主観的要素を含む評価・判断には及ばない。
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして，訂正の必要がないときは，訂正をする義務はない。
- (3) 訂正請求に理由があるかどうかを判断するために行う調査は，保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよいので，訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は，特段の調査を行う必要はない。

第3 福岡市個人情報保護条例第45条の規定に基づく利用停止決定等

【標準処理期間】

利用停止請求があった日の翌日から起算して20日以内（ただし，本市の休日は算入しない。）

※ 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは，利用停止請求があった日の翌日から起算して40日を限度として延長することができる。また，利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは，相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。

【審査基準】

1 保有個人情報該当性について

利用停止請求の対象は、自己を本人とする保有個人情報及び保有特定個人情報である。

福岡市個人情報保護条例第2条

- (3) 保有個人情報 実施機関の職員（地方独立行政法人福岡市立病院機構，福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社にあっては，役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し，又は取得した個人情報であつて，当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして，当該実施機関が保有しているものをいう。ただし，公文書（福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (9) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (10) 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し，当該個人番号に代わつて用いられる番号，記号その他の符号であつて，住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- (11) 保有特定個人情報 保有個人情報のうち特定個人情報であるものをいう。

- (1) 「実施機関」とは，市長，議長，教育委員会，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，公営企業管理者及び消防長並びに地方独立行政法人福岡市立病院機構，福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社をいう。
- (2) 「職務上作成し，又は取得した」とは，実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で，すなわち公的立場において作成し，又は取得したことをいう。
- (3) 「組織的に利用する」とは，作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく，組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。
- (4) 「実施機関が保有している」とは，当該個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用，提供，廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。

2 利用停止をする場合

利用停止請求に理由があると認めるときは，個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で，当該保有個人情報の利用停止をする。

福岡市個人情報保護条例第44条

実施機関は，利用停止請求があつた場合において，当該利用停止請求に理由があると認めるときは，当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で，当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし，当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上，当該事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるときは，この限りでない。

- (1) 「利用停止請求に理由がある」とは，第42条第1項第1号又は第2号に該当する違反の

事実があると実施機関が認めるときである。

- (2) 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第42条第1項第1号又は第2号に該当する違反の状態を是正する意味である。

「必要な限度で」とは、例えば、利用目的以外の目的での利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的以外の目的での利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。

- (3) 利用停止請求に理由があると認められる場合であっても、利用停止をすることにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が勝るような場合にまで利用停止をする義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、「当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わない。

第4 法令又は他の条例等との調整

法令又は他の条例等において、保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に関する制度が保障されている場合には、当該制度による開示、訂正又は利用停止を優先する。

福岡市個人情報保護条例第69条

法令又は他の条例等に、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を受けることができる旨が定められ、又は当該保有個人情報の訂正若しくは利用停止に関する特別の手続が定められている場合には、当該保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、当該法令又は他の条例等の定めるところによる。ただし、保有特定個人情報の開示については、当該法令若しくは他の条例等又はこの条例の定めるところにより、行うことができる。